

# 西条市農業委員会 令和7年度 第5回総会 議事録

1. 日 時 令和7年8月4日（月） 午後2時00分から午後2時36分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 21名 欠席者 3名 出席率 87.5%  
推進委員 出席者 25名 欠席者 5名 出席率 83.3%

## ○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	23番	真鍋 美鈴			
委 員	1番	越智 一志	10番	篠森 均	19番 徳永 耕治
	2番	明比 典正	11番	真鍋 覚	20番 宇佐美好正
	3番	徳増 靖記	12番	武方 謙一	22番 岡田 貴洋
	4番	一色 達夫	13番	鈴木 伸二	
	5番	白木あゆみ	15番	武田 喜義	
	6番	藤田 孝明	16番	曾我部英樹	
	7番	近藤 明弘	17番	武田 安博	
	9番	長谷川孝師	18番	山内ふさえ	

## ○欠席者氏名

14番 武田 弘文 21番 余吾 秀利 24番 宇野 嘉秀

## ○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	13番	平木 克彦	25番	佐伯 保親
	3番	加藤 武司	14番	中川 英隆	26番	佐伯 静雄
	4番	高橋 滝雄	15番	武田 義臣	27番	玉井 隆志
	5番	伊藤 龍二	16番	山田 好一	28番	桑原 俊樹
	6番	伊藤 正夫	17番	垂水 久明	30番	日野 貴文
	7番	日野 哲也	19番	管 辰郎		
	9番	岡本 省三	20番	高木 秀昭		
	10番	安藤 英利	22番	佐山 林壱		
	11番	近藤 仁志	23番	黒河 祐二		
	12番	真田 克彦	24番	渡部 靖		

## ○欠席者氏名

2番 一色 信之 8番 宮武 恭宏 18番 楠窪 和彦 21番 高橋 寿夫  
29番 小倉 謙治

## 5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について  
議案第4号 「西条地域の農業の振興に関する計画」の変更に対する意見について  
議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について  
議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について  
報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

## 6. 農業委員会事務局及びその他の職員

### ○農業委員会事務局

事務局長	渡邊賢一郎	西部分室長	近藤公一
事務局次長	高橋徹也	事務局担当次長	橋田勇作
事務局副主査	遠藤竜彦		

### ○農水振興課

副課長	武田淳哉	主任	戸田隼矢
-----	------	----	------

## 7. 議事内容

事務局 皆さまこんにちは。定刻が参りましたので、ただ今から令和7年度第5回総会を開催いたします。

皆さま、ご起立をお願いいたします。一同「礼」。ご着席ください。  
はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 【会長挨拶】

事務局 ありがとうございます。

それでは議事に入らせていただきます。議事の進行は、農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっております。加藤会長、よろしくをお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議 長 それでは会則に従いまして議長を務めさせていただきます。これより先は着座にて進行いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

ただ今より令和7年度第5回西条市農業委員会総会を開会いたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まず、議事録署名人の指名を私の方からさせていただきます。近藤明弘委員、長谷川孝師委員の両委員にお願いをいたします。

本日の欠席届が出ておりますのでご報告いたします。まず農業委員さんからは、14番 武田弘文委員、21番 余吾秀利委員、24番 宇野嘉秀委員、また、農地利用適化推進委員さんからは、2番 一色信之委員、8番 宮武恭宏委員、18番 楠窪和彦委員、21番 高橋寿夫委員、29番 小倉謙治委員から出ておりますのでご報告いたします。

ただ今の出席農業委員数は、21名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。

書記につきましては、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

### 農地法第3条関係

議長 まず農地法第3条関係、議案書につきましては3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、審議内容について事務局から説明をいたします。

事務局の高橋です。よろしくお願いいたします。

それでは失礼して、着座にてご説明させていただきます。

議案書4ページをご覧ください。

76号は、〇〇の 〇〇 氏が、父親である〇〇の 〇〇 氏から贈与を受け、新たに就農しようとする申請でございます。

77号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

78号は、〇〇の 〇〇 氏が、現在利用権設定により借受けている亡 〇〇 氏名義の農地について、当該農地の利用権の期間が満了となることから、賃借権の設定を受けようとする申請でございます。

79号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から賃借権の設定を受けようとする申請でございます。

議案書5ページをご覧ください。

80号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、亡 〇〇 氏の相続財産清算人に選任された司法書士の 〇〇 氏により所有権の移転を受けようとする申請でございます。

81号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。

82号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

83号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書6ページをご覧ください。

84号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

85号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

86号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

87号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

88号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書7ページをご覧ください。

89号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書8ページから10ページをご覧ください。

90号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受けようとする申請でございます。

議案書11ページをご覧ください。

91号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

92号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上17件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました案件の中で、76号、77号、82号、84号、86号及び91号については新規就農であり、いずれも自家消費用の作物の栽培を目的としたものであり、面接は行っておりませんので、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 失礼します。

76号の譲受人である 〇〇 氏ですが、譲渡人である父が高齢で体調がすぐれないとの事から、当該申請地を譲り受けるため、今回の

申請となります。主に、ナス、キュウリ等を耕作する予定であり、家族も手伝うとの事であります。

77号の譲受人である〇〇氏であります。5条転用にて資材置場にする土地の残りの部分について、仕事の合間に耕作したいとの事から今回の申請となっております。10年ほど農業の手伝いを経験しているとの事で、当該地においてはじゃがいも、たまねぎの耕作を予定しているとの事であります。

82号の譲受人である〇〇氏であります。遠隔地に住む譲渡人から農地購入の話があり、今回の申請となっております。農業経験はないとの事ではありますが、近所の知り合いの認定農業者のサポートを受けながら米の耕作を行いたいとの事であります。

84号の譲受人である〇〇氏であります。〇〇地区の基盤整備事業において工事区画を決めた際に地区外となった土地について、自宅の隣地でもあることから譲渡人より農地購入の話があり、今回の申請となっております。主に、キュウリ、トマトの耕作を予定しているとの事であります。

86号の譲受人である〇〇氏についてですが、農業をしていない譲渡人が相続により当該申請地を取得しましたが、管理ができないとの事により近所に住む譲受人に農地購入の話があり、今回の申請となっております。主に、季節野菜の耕作を予定しているとの事であります。

91号の譲受人である〇〇氏であります。今回、空家バンクにて農地付きの住宅を購入する運びとなり、その農地部分〇〇平米の申請であります。主にトマトなどの野菜を耕作する予定であるとの事であります。

これら6件については、規模拡大の予定はないとのことであります。また、農地は農地として管理するよう確約させその旨の誓約書の提出も受けております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました17件であります。まず76号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

地区委員 76号 問題ありません。

77号 問題ありません。

78号、79号 問題ありません。

80号 問題ありません。

81号 問題ありません。

82号 問題ありません。  
83号、84号 問題ありません。  
85号、86号 問題ありません。  
87号 問題ありません。  
88号、89号 問題ありません。  
90号 問題ありません。  
91号 問題ありません。  
92号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
地元の委員さんの方からも問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということですので、以上17件を原案どおり許可することといたします。

#### 農地法第4条関係

議長 次に、議案書12ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。  
まず、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 議案書13ページをご覧ください。  
8号は、〇〇の 〇〇氏が、露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。

本件は、令和7年度第3回総会においてご審議いただいたものの、申請地の一部に設定された慣行小作権の解約の見通しがたたなかったことから取下げられた案件であります。このたび敷地形状を見直し、慣行小作権が設定された部分を除いた上で改めて申請があったものでございます。

以上1件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。  
ただ今事務局から説明がありました1件でございますが、まず地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

地区委員 8号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
地元の委員さんからは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

#### 農地法第5条関係

議長 次に議案書14ページになります。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局 議案書15ページをご覧ください。

45号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天貸資材置場及び駐車場に転用しようとする申請でございます。

46号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、農業用倉庫を増築しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、譲受人は、子である譲渡人が所有する農業用倉庫を借り受けることとしており、令和7年5月頃から当該倉庫の増築工事を行っておりました。このたび市建築審査課から指導を受け、当該行為が農地法を含め違法行為であることを知りました。譲受人は深く反省し「今後このようなことがないよう専門家に相談して工事を進めるようにいたします」との始末書が提出されております。

47号は、〇〇の〇〇氏ほか〇名が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

48号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

49号は、〇〇の〇〇株式会社が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

50号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

議案書16ページをご覧ください。

51号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

以上7件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありました7件について、まず45号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたしたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

地区委員 45号 問題ありません。

46号 問題ありません。

47号、48号 問題ありません。

49号 問題ありません。

50号 問題ありません。

51号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上7件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

#### 西条地域の農業の振興に関する計画関係

議長 それでは続きまして議案書17ページになります。議案第4号、「西条地域の農業の振興に関する計画」の変更に対する意見について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を農水振興課より説明いただきたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

農水振興課 農水振興課の戸田です。よろしくお願ひします。

私から、議案第4号の西条地域の農業の振興に関する計画の変更につきましてご説明させていただきたいと思います。

恐れ入りますが、着座にてご説明させていただきます。

説明は主に別紙資料を使用して行わせていただきます。地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、いわゆる27号計画についてと記載されている資料です。なお、今回は平成30年度に策定した計画につきまして、新たに2件、18ページにありますとおり、〇〇の

〇〇氏が農業後継者住宅を建設するためと、〇〇の〇〇氏が農家住宅を建設するため追加という形に変更するもので、ご説明させていただきます。

一般的に農業振興地域内農用地区域、いわゆる青地については、農業振興地域の整備に関する法律以下、農振法とさせていただきますが、農振法に基づき、市が農業振興地域整備計画、いわゆる農振計画を定めております。農振法施行規則第4条の5第1項第27号に基づく計画、いわゆる27号計画は、市の農業振興策として農振計画を補完する計画でございます。

一般的に農振法では、青地に指定された農用地を農振除外する場合の要件として、6つの要件がございます。その中の一つに「土地改良事業等完了後8年を経過している土地であること」との規定があり、これに該当するものは基本的には除外が認められておりません。

本市におきましては、令和5年から着手されていた志河川ダム事業を含む国営道前道後平野土地改良事業の工事が、令和17年度まで行われる予定であり、当該事業の受益地では、工事完了から8年後の令和25年度まで、原則、農振除外ができなくなっております。

しかしながら、「地域農業の振興及び地域住民の生活向上に資する施設」としてこの27号計画に位置付けられた施設に関しては、ほ場整備などの面的整備事業を除く土地改良事業について、例外的ではございますが8年未経過であっても除外が可能となるものでございます。別紙の右側に27号計画の概要がございます。計画の策定主体は市となっており、対象となる施設は農業協同組合が設置する施設や農家住宅等の農業の振興を図る施設となっております。さらに、この27号計画に位置付けられるためには、農振法施行規則第4条の5第1項第27号に定められた14の要件全てを満たす必要があります。こちらにいくつか載せておりますが、「農業委員会の意見聴取」につきましても要件の一つとなっていることから、本日の農業委員会において意見を求めるものでございます。

今後は、27号計画を定め、30日間の公告縦覧によりまして、市民の意見を聞いた上で計画変更となります。変更後は、一般の除外手続きに移りますが、その際の農業委員会への意見聴取につきましても、今回の計画と同じ内容になることから、改めて意見聴取は行わないこととさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
ただ今農水振興課より説明がありました案件について、ご審議をお願いしたいと思いますが、まず地元の委員さんのご意見を伺いたいです。よろしくお願いをいたします。

地区委員 7号 問題ありません。  
8号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
地元の委員さんからは問題ないということではありますが、この件について、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

徳増靖記委員 ちょっとよろしいでしょうか。

議長 どうぞ。

徳増靖記委員 8号ですが、面積が〇〇平米ですけれど、先ほどのご説明のとき資料の中に妥当な規模を超えないこととあったんですが、数字的に何平米というものがあるんでしょうか。

農水振興課 農家住宅の場合は1,000平米未満ということになっております。

徳増靖記委員 わかりました。ありがとうございます。

議長 ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということでありますので、本件を原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願

議長 それでは議案書につきましては38ページ、議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、を議題といたします。  
まず、議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書39ページをご覧ください。  
相続税の納税猶予を受けている者が、特例の適用を継続して受けるためには、租税特別措置法第70条の6第32項の規定により、3年ごとに税務署への届出を行う必要があります、その際、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を添付することとなっているため、証明願が提出されたものでございます。  
3号であります、特例の適用を受けた農地は1筆で、当該農地には水稻が栽培されており、農業経営が行われていることを確認いたしました。  
4号であります、特例の適用を受けた農地は2筆で、いずれも水稻が栽培されており、農業経営が行われていることを確認いたしました。  
以上2件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただ今事務局より説明がありました2件についてご審議をいただきたいと思いますが、まず3号から地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 3号 問題ありません。  
4号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
2件とも地元委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することといたします。

#### 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定

議長 次に、議案書につきましては40ページ、議案第6号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明をいたします。

事務局 議案内容についてご説明する前に訂正と差替えのお願いがございます。議案書49ページの整理番号45号から47号、65ページの整理番号128番の案件であります。議案書発送後に申請者より取下げの申出がございましたので、整理番号45号、46号、47号及び128号を削除していただきますとともに、議案書2ページ及び41ページをお手元にお配りしておりますこちらのものと差替えしていただきますようお願いいたします。

それでは、差替え後の議案書41ページをご覧ください。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているかなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしていることをご報告いたします。

詳細につきましては、議案書42ページから70ページとなっております。

このたび意見照会のありました農用地利用集積等促進計画(案)のうち、権利設定の件数は、136件、面積は48万54㎡、権利移転の件数は、1件、面積は、34,636㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局より一括して説明がありましたが、この件に関しまして何かご意見、ご異議等ありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

#### 報告承認案件

議長 それでは最後になりますが、議案書71ページ、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和7年6月16日から、令和7年7月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知10件を受理するとともに、農地バンク農地登録を1件行っております。

以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
ただ今事務局より報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ありませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見もないようでございますので、以上で報告承認案件は終了いたします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。この際ですので、委員の皆さんの方から何かご意見等がございましたらお受けしますが、ございませんか。

越智一志委員 (越智委員挙手)

議 長 はい、越智委員。

越智一志委員 最初の会長の挨拶にありましたが、幹事の皆さん現地確認ありがとうございます。よくわかったんですけど、書類が整っていれば通ると。先般も言いましたけど130ぐらいの自治体が太陽光発電の規制条例等を作成しているようなので、ぜひですね、担当部局は環境部になると思うんですけど、事務局の方から要望していただいて、その結果はまた報告していただいて、どうしても市長部局の方で条例を設置しないというのであれば、もう一つの方策を考えなければいけないのですが。

もう一点は、土地の所有者の跡取りの方が亡くなられて、家から何から皆売却して、非常に状況はわかるんですけど、(太陽光発電施設周辺の)関係者が全員反対だったんですね。その中の関係者が最終的に業者の方と話したら、もう少し早く言っていただけたら、業者の方も改良区に何十万、電力会社の方にも何百万かを払っているようなので、もう後には引けないような状況になっているということをお聞きしました。できればこういう特殊な案件の申請があがってきたら、早めに農業委員の方に知らせていただいて最初から入った方がいいんじゃないかと思うんです。私もなぜここまで反対するのかと言いますと、ここは平成16年の台風のときに腰の高さまで浸水したんです。そういうふうな土地で改良区は〇〇なんですけど、農道一本でそこから東側は〇〇で、〇〇の改良区じゃないんで〇〇の改良区の事情もあって複雑な案件も重なってこのようになってしまったんですけど、その2点できるだけ実現できるようにお願いしたいなと思ひまして。こ

の件はこれで終わりにしたいと思います。

議 長 今の越智さんの意見につきましては、役員、事務局と相談しながら  
ですね、行政の方にかけてみたいと思います。ほかにご意見等ご  
ざいましたらお聞きしますが、ございませんか。

(意見なし)

議 長 ないようでございますので、本日の総会はこれにて閉会いたしま  
す。慎重審議、ありがとうございました。

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	「西条地域の農業の振興に関する計画」の変更に対する意見について	原案承認
議案第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件(農地法第18条6項に係る通知等)	原案承認

## 9. 閉会の日時

令和7年8月4日 午後2時36分